

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第1539号)

平成31年1月11日

横情審答申第1539号

平成31年1月11日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成29年11月7日磯戸第684号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「戸籍証明等請求書（平成29年特定月日甲交付分）」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「戸籍証明等請求書（平成29年特定月日甲交付分）」の保有個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「戸籍証明等請求書（平成29年特定月日甲交付分）」（以下「本件保有個人情報」という。）の個人情報本人開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成29年7月18日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。平成30年3月横浜市条例第8号による改正前のもの。以下「条例」という。）第22条第3号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の住所、氏名、生年月日、電話番号、窓口に来た人が特定される情報（戸籍筆頭者との関係、請求の理由及び本人確認の内容）及び横浜市嘱託員・アルバイトのサインについては、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別できる情報であることから、本号に該当し、非開示とした。
- (2) 審査請求人は、平成29年特定月日甲交付分に係る戸籍の附票の写しが横浜地方法務局特定支局（以下「法務局」という。）に提出されており、既に公にされている情報であると主張しているが、この戸籍の附票の写しを請求した者については公になっているとはいえ、条例第22条第3号ただし書ア、イ及びウには該当しない。

## 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件保有個人情報の内容は、平成29年特定月日乙付で法務局に提出されている

「登記申請書」、同添付書類である平成29年特定月日甲付「戸籍の附票」（写）（以下「本件戸籍の附票の写し」という。）等により、既に、法務局において公にされている情報であって、一部開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っている。

(3) 本件戸籍の附票の写し等の請求者本人（以下「本件戸籍証明等請求者」という。）は、本件戸籍の附票の写しを取得後、自ら単独で、法務局に「登記申請書」等を持参し、不動産登記手続を行っており、他の法定相続人に対しても不動産登記手続を行ったことをメール等により公言している。さらに、本件戸籍証明等請求者は、横浜家庭裁判所特定支部において、自ら単独で本件戸籍の附票の写しを取得したと証言している。また、本件保有個人情報に係る筆跡についても本件戸籍証明等請求者が自身のものであると認めている。したがって、一部開示とすべき理由はない。

(4) 法務局に提出されている本件戸籍の附票の写しには、審査請求人以外の者の記載がある。これは本件戸籍証明等請求者が行った不動産登記手続に係る登記申請の目的と合致していないこと等から、審査請求人には請求の理由を確認し、知る権利がある。

## 5 審査会の判断

(1) 戸籍の謄本等の請求に係る事務について

ア 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面（以下「戸籍謄本等」という。）の請求に関しては、戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条及び第10条の2に規定されている。

また、戸籍の附票（磁気ディスクをもって戸籍の附票を調製している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記録されている事項を記載した書類）の写しの請求に関しては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第20条に規定されている。

イ 戸籍法第10条第1項では、「戸籍に記載されている者・・・又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」は、戸籍謄本等の交付の請求をすることができることとされている。また、戸籍法第10条の2では、同法第10条第1項に規定する者以外の者からの請求、国又は地方公共団体の機関からの公用請求及び弁護士等からの職務上請求について規定している。

また、住民基本台帳法第20条第1項では、「戸籍の附票に記録されている者又

はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属」は、戸籍の附票の交付の請求をすることができることとされている。また、住民基本台帳法第20条第2項から第4項まででは、同法第20条第1項に規定する者以外の者からの請求、国又は地方公共団体の機関からの公用請求及び弁護士等からの職務上請求について規定している。

(2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、戸籍法第10条又は第10条の2及び住民基本台帳法第20条第1項又は同条第2項から第4項までに基づき、審査請求人の戸籍全部事項証明書（謄本）及び戸籍の附票の全員の写し（以下「本件戸籍証明等」という。）の交付を求めて提出された戸籍証明等請求書である。

実施機関は、本件保有個人情報に記載されている「窓口に来た人」欄の住所、氏名、生年月日、電話番号及び窓口に来た人が請求者本人であるか代理人・使者であるかの別（以下「個人情報1」という。）、「請求者本人は」欄（以下「個人情報2」という。）、「権限確認書類」欄及び「本人確認」欄（以下「個人情報3」という。）並びに本人開示請求者以外の個人のサイン（以下「個人情報4」という。）のうち慣行として公にされていない公務員等に係る個人のサインを条例第22条第3号に該当するとして非開示としている。

(3) 条例第22条第3号本文前段の該当性について

ア 条例第22条第3号本文前段では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 個人情報1について

(ア) 個人情報1のうち、個人の住所、氏名、生年月日及び電話番号は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

(イ) また、個人情報1のうち、窓口に来た人が請求者本人であるか代理人・使者であるかの別は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、窓口に来た人と本件戸籍証明等請求者との関係を明らかにするものであって、住所、氏名、生年月日及び電話番号を非開示としても、なお他の情報と照合するこ

とにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

ウ 個人情報2について

当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、個人情報2は、本件戸籍証明等請求者と戸籍に名前がある人との関係及び請求の理由を記載する欄であった。個人情報2の記載は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本件戸籍証明等請求者と戸籍に名前がある人との関係性を示すものであって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

エ 個人情報3について

当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、個人情報3のうち、「本人確認」欄は、窓口に来た人の本人確認資料として使用した書類の種別を記載するためのものであった。また、個人情報3のうち、「権限確認書類」欄は、窓口に来た人が代理人又は使者であった場合に、当該代理人又は使者の権限を確認するために使用した書類の種別を記載するためのものであった。

これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、窓口に来た人と本件戸籍に名前がある人との関係又は窓口に来た人と本件戸籍証明等請求者との関係を明らかにするものであって、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文前段に該当する。

オ 個人情報4について

当審査会が本件保有個人情報を見分したところ、個人情報4には、本件保有個人情報に係る証明発行事務を担当した職員の氏名のうちの一部が記載されていることが認められた。この点について実施機関に確認したところ、戸籍証明等の請求を受け付けた者、当該戸籍証明等を出力した者、出力した戸籍証明等と請求の内容を照合した者及び当該戸籍証明等を交付した者がサインをしているとのことである。そうすると、個人情報4は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから本号本文前段に該当する。

(4) 条例第22条第3号ただし書の該当性について

ア 条例第22条第3号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として

本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」については、同号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 審査請求人は、登記申請のため法務局に提出された本件戸籍の附票の写しにより、本件戸籍証明等請求者及び窓口に来た人は、法務局において公にされている情報であると主張している。仮に本件戸籍証明等請求者及び窓口に来た人が既に公になっているとすれば、本件戸籍証明等請求者及び窓口に来た人は、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報に該当することとなり、個人情報1及び個人情報2を非開示とする理由はなくなるため、以下検討する。

(ア) 戸籍の附票の写しに記載されている情報は、当該戸籍に名前がある人の本籍、氏名、住所等であり、その戸籍の附票の写しを請求した者及び実際に窓口で戸籍証明等請求書を提出した者に関する情報は記載されていない。また、登記申請のため法務局に本件戸籍の附票の写しを提出した人と戸籍証明等請求者及び窓口に来た人は必ずしも一致するものではない。

よって、本件戸籍証明等請求者及び窓口に来た人は既に公になっている情報とはいえない。

(イ) 本号ただし書アの慣行として本人開示請求者が知ることができる情報とは、事実上の慣習として知ることができ、又は知ることが予定されている情報であり、本人開示請求者が現に知ることができた情報であったとしても、それが個人的な事情にとどまる限りは、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報とはいえない。

審査請求人は、様々な理由から本件戸籍証明等請求者が誰であるかを知ることができたと主張するが、これらは、個人的な事情により知ることができた情報であり、慣行として本人開示請求者が知ることのできる情報とはいえない。

(ウ) 以上のことから、個人情報1は、本号ただし書アに該当せず、個人情報2で識別される特定の個人は審査請求人が慣行として知ることができる情報とはいえない。

ウ なお、実施機関が非開示とした個人情報4については、当該個人はいずれも公務員であるが、本市嘱託員又はアルバイトであり、本市職員録等でも氏名が公にされておらず、慣行として本人開示請求者が知ることのできた情報とはい

えず、本号ただし書アには該当しない。

実施機関は本市職員録等で氏名が公にされている公務員の個人のサインについては、本号ただし書アに該当するとして開示している。

エ また、個人情報1から個人情報4までは、いずれも本号ただし書イ及びウには該当しない。

(5) その他

審査請求人は本件戸籍の附票の写しに審査請求人以外の者の記載があることから、不動産登記手続に係る登記申請の目的と合致しておらず、審査請求人には請求の理由を知る権利があると主張する。しかし、正当な理由で請求し、取得した戸籍の附票の写しの使用用途の相違をもって、当審査会の判断が左右されるものではない。

(6) 付言

実施機関は、本件処分を行うに当たり、非開示とした本人開示請求者以外の個人のサインを個人情報一部開示決定通知書に記載していない。当該部分についての当審査会の判断は前記(3)オ及び(4)ウで述べたとおりであるが、個人情報一部開示決定通知書及び個人情報非開示決定通知書には非開示とする部分について漏れがないよう記載することを望むものである。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を条例第22条第3号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋良、委員 稲垣景子



《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成29年11月7日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成29年11月16日 (第223回第三部会) 平成29年11月24日 (第326回第二部会) 平成29年11月28日 (第309回第一部会)	・諮問の報告
平成29年12月12日	・実施機関から反論書の写しを受理
平成30年1月4日	・審査請求人から意見書を受理
平成30年10月12日 (第345回第二部会)	・審議
平成30年10月26日 (第346回第二部会)	・審議
平成30年11月9日 (第347回第二部会)	・審議
平成30年11月22日 (第348回第二部会)	・審議